

平成 30 年 5 月 30 日
高齢施策担当部高齢者支援課

コンビニエンスストア事業者等との協定の締結について

区独立 70 周年記念事業として開始した「地域おこしプロジェクト」を契機として、コンビニエンスストア事業者等と以下のとおり、高齢者見守りネットワーク事業協定および災害時における応急物資の供給に関する協定を締結する。

1 高齢者見守りネットワーク事業協定

(1) 協定締結先

- ア 株式会社セブン-イレブン・ジャパン（区内 102 店舗）
- イ 株式会社ファミリーマート（区内 104 店舗）
- ウ 株式会社イトーヨーカ堂（区内 2 店舗）

(2) 協定内容

- ア 高齢者に異変が見られた場合、地域包括支援センターに連絡する。
- イ 生命の保護等の観点から緊急性があると判断したときは、警察署または消防署に通報する。

(3) 協定を契機に協力いただく内容

- ア チラシ等の広報物を可能な範囲で店舗に設置
- イ 区または地域包括支援センターが開催する研修・会議への協力、可能な範囲での出席

2 災害時における応急物資の供給に関する協定

(1) 協定締結先

株式会社イトーヨーカ堂

※ 株式会社ファミリーマートとは、平成 29 年 3 月に協定を締結済

(2) 協定内容

- ア 協定事業者は、災害時、区から要請があった場合、提供可能な食料品等の物資を供給する。
- イ 区は、災害時、各店舗が営業継続・早期営業再開するため、通行可能な道路の情報を提供する。

3 協定締結式

平成 30 年 5 月 31 日（木）予定